

》 既に特定操縦免許をお持ちのかた

2024 年度

# 特定操縦免許【移行講習】

特定操縦免許の制度が変わり、既存の特定操縦免許をお持ちの方で  
2026年4月以降も特定操縦免許を継続する場合は  
**新特定操縦免許**への切り換えが必要となります。  
切り換えをする方は「**移行講習**」を修了する必要があります。

「**移行講習**」には、**学科科目**と**実技科目**があります。

小型学科  
科目

+

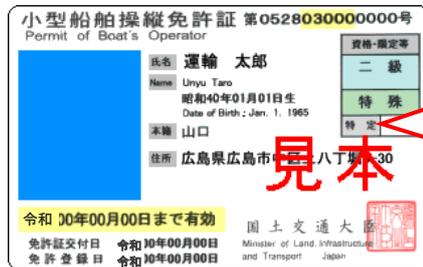
小型実技  
科目

\* **事業用小型船舶の船長として3ヶ月以上**  
乗船履歴がある方は、実技科目は免除になります。

移行対象者

■ 2024年3月以前に特定操縦免許を取得されている方

※ 所有の免許証が失効中の場合には、失効再交付手続きが優先です。



免許証のこの欄に  
**特定**もしくは**特定**  
と表記がある方が  
対象です。

## ！ ご注意

2024年3月31日までに特定操縦免許を取得した方は経過措置として、  
2026年3月31日までは引き続き小型旅客船・遊漁船に船長として乗船可能です。  
2026年4月以降は、**新しい特定操縦免許**が必要になりますのでご注意ください。

尾道海技学院では、  
実際の小型旅客船の操船性能に適応した  
効果的な実習を提供するため、  
大型教習艇“**海鷲**”を活用した教習を実施します。  
実務的な環境で教育を行い、  
より安全な運航の実現を目指します。



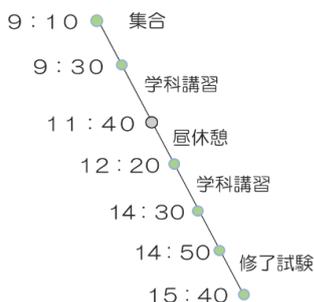
**マリテック**  
一般財団法人尾道海技学院

〒722-0025  
広島県尾道市栗原東二丁目18番43号  
TEL:0848-37-8111 FAX:0848-37-8110

# 1. 講習日程

講習日程		予約締切日	書類締切日
学科科目	実技科目		
8/27(火)	8/28(水)	8/ 9(金)	8/20(火) 必着
9/24(火)	9/25(水)	9/10(火)	9/17(火) 必着
10/24(木)	10/25(金)	10/10(木)	10/17(木) 必着
11/21(木)	11/22(金)	11/ 7(木)	11/14(木) 必着
12/ 9(月)	12/10(火)	11/25(月)	12/ 2(月) 必着

## 1日目 小型学科科目



## 2日目 小型実技科目



業務用小型船舶の船長として3ヶ月以上の乗船履歴がある方は実技科目が免除になります。



※人数や気象海象等の状況によって、講習日程が変更になる場合があります。

# 2. 講習会場

小型学科科目

一般財団法人尾道海技学院 本校  
広島県尾道市栗原東2丁目 18-43



※受講人数により、会場が変更になる場合があります。

小型実技科目

おのみち海の駅（尾道中央ビジター棧橋）  
広島県尾道市土堂2丁目 10-3



## ※【履歴限定制度】について ※

一定の乗船履歴がない場合は、小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できる航行区域が平水区域に限定されます。沿海区域以遠を航行する小型旅客船・遊漁船の船長となるためには、履歴限定の解除が必要です。

\*免許申請手続きにあわせて履歴限定の解除をご希望の方は、乗船履歴を証明する書類を揃えてご提出ください\*

必要な乗船履歴

沿海区域以遠を航行する総トン数 200ト未満の船舶において船長・航海士又は甲板部員として乗り組んだ履歴が1年以上

乗船履歴や必要な書類について、国土交通省のHPをご確認ください。



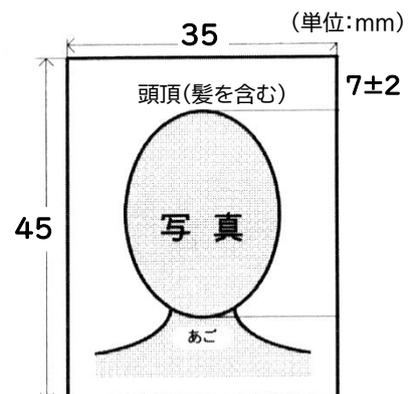
### 3. 必要書類

「免許申請手続き方法」により異なります。

免許申請 手続き方法	必要書類
<p>当学院へ 手続きを 依頼する</p>	<p>① 受講申込書</p> <p>② 証明写真 2枚 *【提出写真の要件】参照</p> <p>③ 所有の小型船舶操縦免許証 及び 海技免状のコピー（所有されている方） … コピーを送付後、当日原本をご持参ください。</p> <p>④ 住民票 … <u>個人番号省略</u>のもので、<u>本籍地の記載があるもの</u></p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red; text-align: center;">※住民票は次に該当する場合に必要です。</p> <p style="text-align: center;">免許証の内容に変更があるまたは免許証を紛失している</p> </div> <p>⑤ 実技科目免除の対象者の場合…</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p><input type="checkbox"/> 乗船履歴証明書(小型旅客船用)または乗船履歴証明書(遊漁船用)</p> <p><input type="checkbox"/> 事業用小型船舶の船長としての乗船履歴を証明する書類(以下のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎船員手帳 または 船員手帳記載事項証明書の写し</li> <li>◎船舶所有者から交付された労働条件通知書(小型旅客船)</li> <li>◎遊漁船事業者が都道府県に届け出た業務規程の別表1の写し(遊漁船)</li> <li>◎海上運送法に基づく事業許可書、事業開始届出書、運航実績報告の写し等、小型船舶の船長として乗船したことが分かる書類</li> </ul> <p style="color: red; text-align: center;">※乗船履歴を証明する書類につきましては、コピーを送付いただき、講習初日に原本をご持参ください。</p> <p>⑥ 履歴限定の解除手続きを希望される場合… <u>沿海区域以遠を航行した乗船履歴(1年以上)を証明する書類</u></p>
<p>受講後、 ご自身で 手続きをする</p>	<p>① 受講申込書</p> <p>② 証明写真 1枚 *【提出写真の要件】参照</p> <p>③ 小型船舶操縦免許証 及び 海技免状のコピー（所有されている方）</p> <p>④ 住民票のコピー(免許証の内容に変更がある方)</p> <p>④ 実技科目免除の対象者の場合は、上欄の⑤に記載の書類</p>

#### 【提出写真の要件】

1. 縦45mm×横35mm(縁なし)で、右図記載の各サイズを満たしたもの
2. 申請者本人のみが撮影されたもの
3. 提出の前日、5ヶ月以内に撮影されたもの
4. 顔正面、無帽、無背景、影なし
5. 眼鏡のフレームやレンズ・頭髪等が目を妨げていないもの(サングラス・色付き眼鏡の着用なし)



## 4. 受講料金等

(税込)

受講科目	受講料(教材費含む)	免許申請手数料 (*1)	履歴限定解除 手数料(*2)
学科科目+実技科目	107,250円	1級…5,300円 2級…5,100円	2,200円
学科科目のみ (乗船履歴により実技免除)	19,250円		

(\*1) 免許申請手続きを当学院へ依頼された場合 (\*2) 履歴限定解除の手続きも依頼された場合

## 5. お申し込みの手順

**Step 1** 電話・メール・公式LINEより仮予約をしてください。

\*ご予約の際、免許申請手続きの方法についてもお伝えください。

**Step 2** 書類締切日までに「必要書類」を郵送・メールでお送りください。

※締切日までに届かない場合はキャンセル扱いとさせていただきます。

LINEから  
もOK!

◆ **ご予約・お問い合わせ**

**必要書類の送付先**

〒722-0025  
広島県尾道市栗原東2-18-43  
一般財団法人尾道海技学院  
TEL:(0848)37-8111  
FAX:(0848)37-8110  
MAIL: tokutei@marine-techno.or.jp



**Step 3** 書類を確認後、当校よりご連絡いたしますので、2日前までに受講料をお支払いください。

\*お振込みの際は、次の銀行口座をご利用ください。

銀行名:「三井住友銀行 尾道支店」  
(普通預金) 口座番号: 355326  
口座名:「一般財団法人 尾道海技学院 公益事業部」

※振込手数料はお客様負担で  
お願いいたします。

### ◆ 当日の持参物 ◆

- 筆記用具
- 所有の小型船舶操縦免許証 及び 海技免状
- 乗船履歴を証明する書類の原本
- 昼食 … お弁当の購入も可能です。※当日受付にて承ります。

\*実技講習の際は、動きやすい服装でお越しください。

## 6. ご注意

- ・ 受講を取り止める際は、お早めにご連絡をお願いいたします。
- ・ 講習開催人員に達しない場合には講習は中止となります。予めご了承ください。
- ・ 科目毎に修了試験があり、合格となるまで補講と再試験を行います。  
その場合には、受講料とは別途、補講・再試験の料金が必要となります。